

令和3年度泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町 社会福祉法人等指導監査実施方針

1 目的

この実施方針は、大阪府（以下「府」という。）から府内市町村への社会福祉法人等指導監査の権限移譲後において、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町（以下「3市3町」という。）の社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づき、3市3町が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対して実施する指導監査に関し必要な事項を定めるとともに、法人及び施設における適正な運営と円滑な社会福祉事業の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

今日、社会福祉法人及び社会福祉施設には、社会福祉の担い手として、利用者本位のサービス提供が強く要請され、その福祉サービスの供給確保における中心的な役割が果たされてきた。今般、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底する観点から社会福祉法人制度が見直され、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められている。

このような社会的要請が高まる中、法人及び施設が地域住民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、3市3町においては、府と相互に連携し、各法人及び施設ごとの課題を把握し、指導監査を実施してきた。

については、より効率的で実効性のある監査を実施するため、情報開示の推進、苦情解決への適切な対応、施設入所者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施し、また、改正社会福祉法への対応状況の確認を重点的に実施するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

3 指導監査の実施方法について

指導監査は、各法人及び施設の運営状況を踏まえて、良好な法人及び施設の運営を図られるよう、原則、実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、書面指導監査及び集合指導監査の手法も実施できるものとする。

4 指導監査の具体的取り扱いについて

(1) 対象法人及び指導監査実施頻度

① 優良又は良好な運営が確保されている法人及び施設

以下の事項を満たす法人に対する一般監査は3年度に1回の実施とする。

ア 法人及び施設の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人及び施設が行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

② 特に優良な運営が確保されている法人

①に掲げる事項について問題が認められない法人について、会計監査人の作成する会計監査

報告結果等に基づき財務状況の透明性、適正性が確保されているなどと判断される法人については、4年度又は5年度に1回の実施とする。

(2) 懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施

運営全般について重大な指導(指摘)を行った法人及び施設については、問題の早期解決と適正な法人運営を確保するために、関係機関との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

(3) 新設の法人及び施設に対する初期指導の実施

新設の法人及び施設については、適正な法人及び施設の運営に資するために、原則、早期に初期指導を実施する。

(4) 府と相互に連携した指導監査の実施

府と共管する法人及び施設については、平素から府と緊密な情報交換を図る等、連携を強化し同時指導監査(併行監査)の実施に努める。

(5) 介護保険事業及び障害福祉サービス事業の指導と連携した指導監査等の実施

介護保険サービス事業及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた法人及び施設の指導監査においては、当該法人及び施設の運営状況に配慮した上で、併せて当該事業の実地指導を実施することができる。

(6) 公認会計士及び栄養士等の同行による指導監査の実施

指導監査の充実を図るため、必要に応じて公認会計士及び栄養士等の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することができる。

(7) 利用者、家族等及び業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(8) 随時指導監査の実施

法人又は施設の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人又は施設については、随時指導監査を実施する。

(9) 特別監査の実施

通常の指導監査において、指導を行ったにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人又は施設及び運営等に重大な問題を有する法人又は施設については、特別監査を随時実施する。

5 指導監査事項について

(1) 法人監査

法人監査の実施にあたっては、社会福祉法人指導監査要綱(平成30年4月16日付け厚生労働省三局長通知)で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

なお、社会福祉法改正に伴う手続きが適正に実施されているかを確認するため、以下の項目を重点的に確認する。

- ・評議員、理事、監事の選任状況
- ・評議員選任・解任委員会、理事会、評議員会の開催状況
- ・社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成手続き 等

(2) 施設監査

① 施設運営の適正化の推進

ア 施設の運営管理体制の確立

- (7) 適切な事業計画の策定
- (イ) 人事管理の適正化
- (ウ) 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- (エ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- (オ) 感染症及び食中毒対策の確立
- (カ) 個人情報の適正な取扱いの確保

イ 会計経理の適正運用

- (7) 社会福祉法人会計基準等及び経理規程に基づく会計経理及び契約
- (イ) 内部牽制体制の確立
- (ウ) 当期末支払資金残高(繰越金)、積立金(引当金)の適正な処理
- (エ) 利用者負担金及び寄附金等の取扱い
- (オ) 運営費(措置費)等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

ウ 安全確保対策の充実強化

- (7) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
- (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

② 適切な利用者支援の確保

ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保

イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

ウ 身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み

エ 利用者支援の充実

- (7) 個別支援方針の策定
- (イ) 保育指導計画等の整備、職員会議の実施
- (ウ) ケース記録等の整備、ケース会議の実施
- (エ) 食事提供の充実
- (オ) 入浴、排泄等支援の充実
- (カ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策の推進
- (キ) 健康管理対策、保健・医療の確保
- (ク) 衛生管理対策
- (ケ) 相談体制、家族との連携
- (コ) 関係機関との連携
- (サ) 苦情解決、福祉サービス向上への適切な対応

オ 自立、自活等への支援

カ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

③ 必要な職員の確保と職員処遇の充実

ア 職員の確保及び定着化

イ 労働時間の短縮等労働条件の改善

- (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
- (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
- (ウ) 職員健康診断の適正な実施
- (エ) 退職手当共済制度への加入の適正化又は推進

ウ 業務体制の確立と業務省力化の推進

エ 職員研修等資質向上対策の推進(人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等)

6 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行なった事項については、改善状況が確認できる資料の提出を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

<参考>自己点検・自己評価表について

法人及び施設の自己点検については、「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」を参考に行ってください。